

運賃のお取り扱いについて

旅客の区分		収受運賃
大人	12歳以上の方 (12歳でも小学生は小児扱いです)	大人運賃
小児	6歳以上12歳未満の方 (6歳でも小学校に入学するまでは幼児扱いです)	小児運賃
幼児	1歳以上6歳未満の方 (下記の例をご覧ください)	小児運賃 または 無賃
乳児	1歳未満の方	無賃

★小児運賃は大人運賃の半額で、その端数は10円単位に切り上げます。

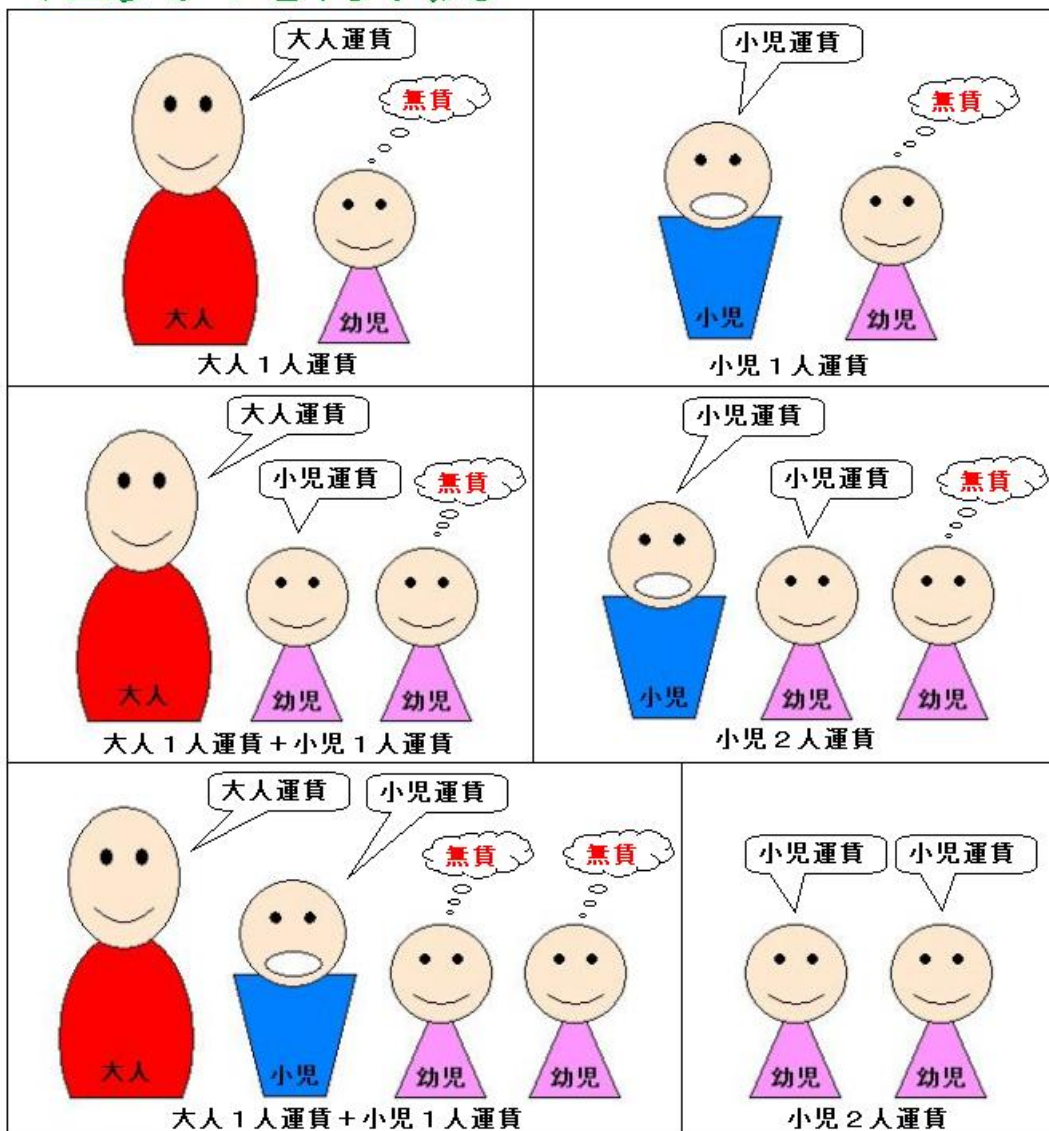
★6歳以上の旅客（大人または小児）1人に同伴された幼児は、1人まで無賃です。

★幼児単独でご乗車の場合は、小児運賃となります。

※幼稚園・保育園など団体でご利用の場合は、1人1人について運賃を申し受けます。

運賃の計算例

注：座席券の必要なバスでは下記の計算例と異なる場合があります。



運賃の割引について 平成23年4月1日より適用

下記の「手帳」または「割引証明書」をお持ちの方は普通旅客運賃及び定期旅客運賃について割引運賃（等級や年齢などにより一部割引適用外）でご利用いただけます。

1. 身体障害者割引（身体障害者手帳の交付を受けている方）
2. 知的障害者割引（知的障害者療育手帳の交付を受けている方）
3. 児童福祉法による割引（同法に係る施設長発行の割引証明書をお持ちの方）
4. 精神障害者割引
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・写真が貼付されていない手帳では割引は受けられません

普通旅客運賃

	手帳または証明書名義の方（本人）の旅客区分			
	大人の場合		小児の場合	
	本人	同乗者 ※1	本人	同乗者 ※1
1で第1種の手帳	5割引	5割引	5割引	5割引
1で第2種1～3級の手帳	5割引	5割引	5割引	5割引
1で第2種4～6級の手帳	5割引	—	5割引	5割引
2で第1種（A）の手帳	5割引	5割引	5割引	5割引
2で第2種（B）の手帳	5割引	—	5割引	5割引
3の証明書	5割引	5割引※2	5割引	5割引※2
4の手帳	5割引	—	5割引	—
1または2で 幼児 （介護人付）が県外高速線をご利用の場合			5割引 (座席確保のため)	5割引

定期旅客運賃

	手帳または証明書名義の方（本人）の旅客区分			
	大人の場合		小児の場合	
	本人	同乗者 ※1	本人 ※3	同乗者 ※1
1で第1種の手帳	3割引	3割引	—	3割引
1で第2種1～3級の手帳	3割引	3割引	—	3割引
1で第2種4～6級の手帳	3割引	—	—	3割引
2で第1種（A）の手帳	3割引	3割引	—	3割引
2で第2種（B）の手帳	3割引	—	—	3割引
3の証明書	3割引	3割引※2	—	3割引※2
4の手帳	3割引	—	—	—

※1 同乗者は「介護人」または「付添人」のことで旅客区分は**大人**のみとなり、大人運賃について5割引または3割引となります。

（旅客区分が小児以下の方を「介護人」または「付添人」にはできません）

※2 当該割引証に「付添人」必要の旨が記入してある場合に適用となります。

※3 割引はありません。小児運賃の適用となります。

精神障害者保健福祉手帳では高速バス（県内・県外とも）の割引はありません。

 の方が単独で乗車している場合に同伴される**幼児**は**小児運賃**となります。
逆に同乗者がいる場合や 以外の方の場合は、**幼児1名まで無賃**となります。

運賃のお支払いについて

	現金	回数券	バスカード	定期券
一般路線バス	○	△	▲	○
県内高速バス	○	×	○	○
県外高速バス	○	×	×	×

△：サンシャイン回数券を除く券種でご利用いただけます。

但し、糸魚川バスではご利用できません。

▲：糸魚川バスでは専用バスカードがご利用いただけます。

（糸魚川バス以外の路線ではバスカードのご利用はできません。）

また県内高速バスご利用の場合は高速線専用のバスカードがございます。